平成２６年（フ）第５１８号
横浜市磯子区洋光台３丁目１番６号
破産者　ワンズホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
富山市太田2166番地
破産者　有限会社クリーンメンテナンス
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７７号
長野市篠ノ井会223番地
破産者　合資会社玉井京染店
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
岐阜県下呂市少ケ野282番地
破産者　三和食品株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
静岡県焼津市焼津３丁目７番14号
破産者　有限会社エスプランニング
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０４８号
大阪府東大阪市鷹殿町25―17、商業登記簿上の本店所在地京都府木津川市相楽台５丁目26番地19
破産者　エスエフジェイ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９５号
大阪府寝屋川市高宮栄町26番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市高宮栄町13番６号
破産者　有限会社京阪総合警備保障
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６３号
大阪府八尾市久宝寺６丁目５番22号
破産者　有限会社大伸商事
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０７号
大阪府高槻市京口町８番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市高垣町51番20号
破産者　有限会社一楽
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９３号
大阪市中央区南船場１丁目６番１号
破産者　株式会社ドゥー・イット
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６号
大阪府松原市上田７丁目６番28号
破産者　株式会社アイビーライフ建築事務所
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
大阪府河内長野市小塩町352番地の11
破産者　有限会社三谷住設
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
堺市堺区大町東三丁２番28号永木ビル２階
破産者　有限会社普照サービス
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
山口県萩市大字土原464番地１
破産者　有限会社ケイテック
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第７５２号
北九州市若松区鴨生田３丁目13番４号
破産者　株式会社知那工業
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１号
秋田県横手市増田町増田字縫殿112番地
破産者　株式会社長坂商店
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第５８号
群馬県前橋市荒牧町４丁目１番地20
破産者　有限会社スープレックス
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市東台４丁目７番18号
破産者　有限会社メディアス
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３２０４号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目20番15号
破産者　株式会社カリスコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９号
東京都多摩市連光寺５丁目３番地の３
破産者　有限会社多摩断熱工業
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３０号
東京都多摩市連光寺５丁目３番地の３
破産者　金子　悦男
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４６号
横浜市青葉区寺家町167番地
破産者　株式会社川口光学産業
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０９号
横浜市西区中央１丁目43番９―602号
破産者　株式会社ラスカス
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部